

解決を阻むさまざまな事例

● インターネットの悪用などによる差別表現 ●

インターネット等で収集した、特定の地区を同和問題に関連した地区とする情報をネット上に流したり、書籍を販売しようとしたりするなど、差別を助長させる悪質な行為が発生しています。

身元調査

身元調査は結婚差別や就職差別につながる行為です。2005(平成17)年には、県内などの行政書士が興信所等からの依頼を受けて戸籍謄本等を不正取得した事件、2011(平成23)年には、東京の司法書士等による全国規模の不正取得事件も発覚しました。

土地差別調査

2007(平成19)年に、大阪府で、マンション等の開発業者から依頼を受けた企業が、特定地区を「不人気地域」等の差別的表現で報告していたことが発覚しました。また、同和地区について自治体等への問い合わせは今も発生しています。

兵庫県の取り組み

兵庫県では、「人権文化をすすめる県民運動」を市町ともに推進し、同和問題(部落差別)をはじめ、あらゆる差別のない共生社会の実現をめざしています。また、同和問題への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発が一層浸透するよう、学校、家庭、地域、職場など様々な場で、隣保館等関係機関とも連携して取り組んでいます。差別を助長するような事案には、法務局と連携して適切な対応を図ります。



秘密厳守・相談無料

※通話料要(子どもの人権110番は無料)

● 人権に関する相談窓口

(公財)兵庫県人権啓発協会 TEL.078-242-5355

受付時間：平日 9時～17時(年末年始・土日祝を除く)
ホームページ上のフォームからのメール相談も受け付けています。

兵庫県人権啓発協会

検索



インターネットによる人権侵害を含めた
様々な人権に関する相談を受け付けています。

● 法務省人権相談窓口

みんなの人権110番

TEL.0570-003-110

受付時間：平日8時30分～17時15分
(年末年始を除く)

子どもの人権110番

TEL.0120-007-110

受付時間：平日8時30分～17時15分
(年末年始を除く)

女性の人権ホットライン

TEL.0570-070-810

受付時間：平日8時30分～17時15分
(年末年始を除く)

外国語人権相談ダイヤル
(英語・中国語・韓国語・フィリピン語
ボルトガル語及びベトナム語)

TEL.0570-090911

受付時間：平日9時～17時
(年末年始を除く)

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

検索



29健P2-047A4

人権文化を すすめるために

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
平成28年12月16日に施行されました



兵庫県・(公財) 兵庫県人権啓発協会

● 同和問題(部落差別)とは

同和問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活の中で様々な差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

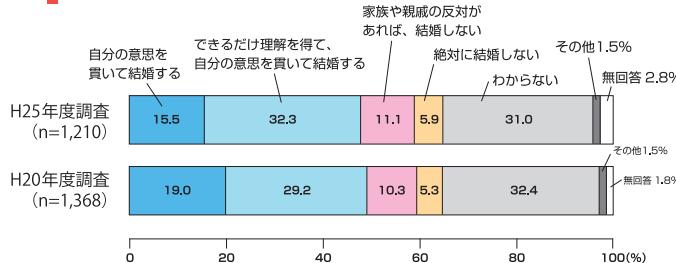
同和対策の経緯

1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、以来33年間、国と地方公共団体が一体となって各種分野で特別対策に取り組んだ結果、格差は住環境を中心に大きく改善され、2002(平成14)年3月に特別対策は終了しました。

意識面に残る課題

兵庫県が実施した意識調査から、結婚相手がいわゆる同和地区の人であった場合の質問では、「結婚しない」との回答は5年前に比べ若干増加(15.6%→17.0%)するなど、県民の意識面にはまだに課題が残されていることが分かります。

結婚についてお聞きします。
たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であると分かった場合、あなたはどうされますか。
(回答は一つだけ)



「平成25年度人権に関する県民意識調査」より

「部落差別解消推進法」が
平成28年12月16日に施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(平成28年法律第109号)

第一条では、「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

第二条では、部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第三条では、国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第四条では、国は「部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実を謳っています。

第五条では、国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進を謳っています。

第六条では、国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

目的

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



基本理念

第二条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

国及び地方公共団体の責務

第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

相談体制の充実

第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

教育及び啓発

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

部落差別の実態に係る調査

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。